

平成25年 4月 1日
長崎県出納局物品管理室

不適切な物品経理処理に関する外部通報窓口の設置について

長崎県では適切な物品の経理処理に努めておりますが、納入事業者の皆様に対し、今後万が一にも当県の職員から不適切な経理処理への協力を求められた場合には、すみやかに県に通報して頂きたくご協力をお願いします。ついては、このような場合の具体的な通報先として、出納局物品管理室に下記窓口を設置しておりますのでお知らせします。

【連絡先】

担 当	物品管理室課長補佐
専用電話	095-895-2888
ファクシミリ	095-894-3468
電子メールアドレス	s013202@pref.nagasaki.lg.jp

【通報の対象】

- ① 県物品調達での架空購入、その他不適切な経理処理（発注前の働きかけを含む）
- ② 実際に通報したことで、事業者が被っている不利益な取扱いについて。

【通報の対象職員】

知事部局、議会事務局、教育庁、監査事務局、人事委員会事務局
及び労働委員会事務局に所属する職員等

【通報の対応】

事実確認の調査を行い、結果を通報者に連絡します。
この通報制度のフローは[別紙1](#)のとおり。

【通報者の保護】

通報者の氏名等は秘密厳守とし、また一切公表しません。

【設置日】

平成23年11月15日（火）